

豊田駐在所だより

小山警察署
0285-31-0110

豊田駐在所
0285-37-0044

～自転車の安全で適正な利用の促進について～

- ・ 栃木県内では、令和5年中、自転車が関係する事故は人身事故の約4分の1を占めているほか、そのうち自転車側の7割強に何らかの法令違反があることから自転車対策が喫緊の課題となっています。
自転車に乗るときの基本ルール「**自転車安全利用五則**」を守り、安全に利用しましょう。

☆ 自転車安全利用五則

- ①車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用



- ☆ 小中学生は5月に入り、新しい生活に慣れ緊張感が無くなる時期でもあります。もう一度、気持ちを引き締めて、よそ見等することなく安全に自転車に乗るようお子様に指導してください。

～消費者庁主催の「消費者月間」について～

- ・ 実施期間～5月1日（水）から31日（金）までの1か月間
- ・ 消費者月間概要
毎年5月を「消費者月間」とし、消費者庁では、「デジタル時代に求められる消費者力とは」のテーマのもと、安全・安心で豊かに暮らすことができる社会を実現するため、関係行政機関と連携して各種啓発活動を実施します。
この月間を通じて悪質商法に対する警戒意識を高め、被害に遭わないようにしましょう。
- ☆ 不審に思ったら、料金を支払う前に警察署や消費生活センター等へ相談してください。

～特殊詐欺に注意！～

お金を要求する突然の電話、身に覚えのない請求、うまい融資話があっても、あわてたり、安易に考えたりせず「詐欺かもしれない」という疑いを持ってください。
そして、自分一人だけで判断して、直ぐに現金を振り込んだりせず、親類や知人、地域の相談窓口、警察等に相談してください。



○駐在所管内の犯罪発生状況

令和6年4月中の犯罪発生件数は2件です。（空き巣等）
不審者を発見した際は、警察への通報をよろしくお願いします。
外出をする際は、戸締りを必ずしましょう。

○駐在所管内の交通事故発生状況

令和6年4月中の交通事故発生件数は9件です。
時間帯は昼間の時間がほとんどです。注意しましょう。

